

令和6年

第6回本巢市教育委員会会議録

(令和6年6月26日)

本巢市教育委員会

第 6 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所	本巢市役所 真正分庁舎	3階	第一委員会室
会 議	令和6年6月26日	水曜日	午後1時30分
出席者	教育長 川治 秀輝		
	教育委員 汲田 美枝子		
	教育委員 小澤 明年		
	教育委員 黒田 隆吉		
欠席者	教育委員 松浦 尚美		

本委員会に職員として出席した者の職氏名

教育委員会事務局	高木 孝人	教育委員会事務局長
	薄田 茂樹	参事兼学校教育課長
	脇田 純一	幼児教育課長
	野原 徹二	参事兼社会教育課長
	新井 恒雄	学校教育課主幹
	長沼 有希子	幼児教育課主幹
	小林 恵美	学校教育課総括課長補佐
	高橋 利昌	社会教育課総括課長補佐
	吉田 征司	学校教育課課長補佐
	翠 巖	学校給食センター所長
	廣瀬 義隆	社会教育課課長補佐

議 題

- | | |
|-------|---|
| 議第19号 | 本巢市体育施設及び本巢市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 議第20号 | 本巢市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について |
| 議第21号 | 本巢市教育委員会の事務組織等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 議第22号 | 本巢市教育基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について |
| 議第23号 | 本巢市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令について |

議第 2 4 号 本巣市民文化ホール運営協議会委員の委嘱について

議第 2 5 号 文化財保護審議会委員の委嘱について

議第 2 6 号 しんせい ほんの森運営協議会委員の委嘱について

議第 2 7 号 本巣市教育支援委員会委員の委嘱について

議第 2 8 号 本巣市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

議第 2 9 号 令和 6 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

その他

(1) 広島平和研修報告会について

(2) 次回教育委員会開催期日について

(3) 令和 6 年度第 1 回本巣市総合教育会議について

(4) 令和 6 年度岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会について

開会 午後1時30分

川治教育長 : 開会を宣告した。

川治教育長 : あいさつ、報告の中で、①教育の力は大事さについて。②ホープ防災リーダーズの第1回東北派遣の結団式について。③こども権利条例について。④本巣市版幼小架け橋プログラムについて話をした。

川治教育長 : 各課からの報告を求めた。

薄田課長 : 資料に基づき説明した。

脇田課長 : 資料に基づき説明した。

野原課長 : 資料に基づき説明した。

川治教育長 : 議第19号「本巣市体育施設及び本巣市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

廣瀬課長補佐: 本巣小学校及び弾正小学校の各体育館の冷暖房設備設置にあたり、あらたに利用料の額を定める必要がある旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 冷房の使用は自己申告なのか。

廣瀬課長補佐: 最初に申し込みをしていただいて、体育館使用時にコインタイマーへ専用のコインを入れていただく方法です。

川治教育長 : 学校は鍵で使用するのか。

野原課長 : 学校は鍵を持っているので、鍵で使用できます。

川治教育長 : 4ページを見ると根尾学園は運動場照明、中学校はすべて冷房が入っているので、運動場照明と体育館冷暖房となっているが、小学校でいうと真桑小学校や席田小学校は体育館しかないが夜使っていないのか。夜間照明が無いのか。

廣瀬課長補佐: 無いところもあります。

川治教育長 : 弾正小学校は屋外照明1時間につき420円とあるが、無いところもある。あるところと無いところ、ばらばらだったか。

野原課長 : 真桑小学校は、グラウンド全体は一つになっているが、北側は小学校グラウンドだが、南側は真正グラウンドになっており、真正グラウンドには屋外照明があります。

川治教育長 : ここにない一色小学校、土貴野小学校は夜間照明が無いからここにはなくて、エアコンがついたらここに入ってくる。

廣瀬課長補佐：はい。

川治教育長：質問はないか。

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長：議第２０号「本巣市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

小林総括補佐：市民サービスの向上と行政需要の変化に対応できるよう、庁舎移転に合わせて行政組織を再編することに伴い、「教育総務課」を設置する旨を告げ資料に基づき説明した。議第２１号本巣市教育委員会の事務組織等に関する規則の一部を改正する規則についてと議第２２号本巣市教育基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示についてと提案理由同じなため、合わせて説明した。

川治教育長：質問はないか。

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長：議第２１号「本巣市教育委員会の事務組織等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とした。先ほどの説明にありました、行政組織の再編に伴う改正です。

川治教育長：質問はないか。

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長：議第２２号「本巣市教育基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する告示について」を議題とした。先ほどの説明にありました、行政組織の再編に伴う改正です。

川治教育長：質問はないか。

川治教育長：質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長：異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 2 3 号「本巢市適応指導教室設置要綱の一部を改正する訓令について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

小林総括補佐 : 庁舎移転に合わせて本巢市教育センターは移転するが、「たんぽぽ」は旧真正分庁舎内に設置するため、「本巢市教育センター内」を「旧真正分庁舎内」に改める旨を説明した。

川治教育長 : 真正分庁舎に教育センターを置かない。教育センターも新庁舎へ入るということで、たんぽぽは真正分庁舎に残す。

黒田委員 : 本巢の学び舎は富有柿センターですか。別々ですか。一緒にした方がいいのではないですか。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 学び舎は、子どもたちが自由に通っていて、ひょっとするともう一人退職校長を入れたりとか、議員に質問されたが本巢本庁舎の跡地利用で、不登校の子たちの学ぶ所をさらに作ったらどうかとか、いろんな提案をいただいていて、市としてどういう方向が一番いいのか、これから議論していきたいと思っている。

川治教育長 : 議第 2 4 号「本巢市民文化ホール運営協議会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

廣瀬課長補佐 : 本巢市民文化ホール条例第 1 4 条の規定により委嘱することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 2 5 号「文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

廣瀬課長補佐 : 本巢市文化財保護条例第 3 0 条の規定により委嘱することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 26 号「しんせい ほんの森運営協議会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

高橋総括補佐 : 本巢市図書館条例第 9 条の規定により委嘱することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 27 号「本巢市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

薄田課長 : 本巢市教育支援委員会規則第 3 条の規定により委嘱することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 28 号「本巢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

薄田課長 : 本巢市連合PTA代表者の交代により、本巢市いじめ防止対策に関する条例施行規則第 3 章第 9 条及び第 10 条の規定により委嘱することについて、承認を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

川治教育長 : 議第 29 号「令和 6 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

吉田課長補佐 : 本巢市就学援助費支給要綱第 3 条及び第 4 条の規定により、要保護及び準要保護児童生徒の認定について教育委員会の認定を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : ○が付いている新規で算定値の 1.5 を超えていない世帯については承認してよろしいか。

吉田課長補佐 : ○が付いている新規で 5 ページの No. 69 は算定値は超えている

が、農作物の収入が 200 万ほど減っているのです、今年度だけ特別に承認いただけないか。

小澤委員 : 先ほど、世帯が分かれているという話をしていたが、わかっていないので、もう一度説明をお願いします。

吉田課長補佐 : 住民票上は 9 人の世帯になっているが、実際は母屋と離れに住んでおり、母屋には父母と弟の世帯になっており、離れには申請者と妻、子 4 人世帯で分かれています。実際の水道等は別に分かれています。住民票上は世帯が一緒だが、生計は別ということで、本来住民票で見ているんですが、それが確認できているので、分けて審査してあげたいということです。

小澤委員 : 世帯を分けると大分算定値が低くなるのか。

吉田課長補佐 : 世帯を分けると算定値 1.12 と、基準の 1.5 は切ります。要するに母屋に住んでいる父母、弟の所得が高いので 1.98 になるが、そこを切り離して、離れに住んでいる自分たちの世帯だけであれば 1.12 まで下がるので、本来であれば住民票の世帯で見るところですが、そこを分けて審査させていただきました。

川治教育長 : どうでしょうか。

小澤委員 : 世帯は分れていないのですか。

吉田課長補佐 : 住民票は分かれています。

川治教育長 : 家は 2 棟ある。

吉田課長補佐 : 母屋と離れに分かれてて、生計は別。

小澤委員 : それが現実。

川治教育長 : どうでしょうか。

黒田委員 : そのような事例はありましたか。

吉田課長補佐 : あります。住民票の世帯が別でも同じ敷地内に住んでいるというところもありました。そういうところだと電気メーター、水道メーターも全て別になっているというところがあります。なので今回も住民票は一緒の世帯でも、メーターは分かれています。

黒田委員 : 調べるのも大変で、お疲れ様です。見に行くのか。

吉田課長補佐 : 本人の聞き取りと、写真を持ってきてもらいます。

黒田委員 : 過去に認めている例はありますか。

吉田課長補佐 : あります。ただし、そこを見たのは柿農家さんで、去年のできが悪く収入が 200 万円減っていることが確認できたので、特別に認める。

小澤委員 : 柿農家というのは糸貫みんな、ほかも全部同じか。

吉田課長補佐 : そういう訳ではないかもしれませんが。

小澤委員 : この世帯だけでできが悪かったのか。

吉田課長補佐 : 柿全体に色味が悪かったと聞いております。それは農政課に聞いています。柿農家さんで他にも申請されたらもしかしたら通るかもしれません。

小澤委員 : そういうところがあるかもしれない。

黒田委員 : 調べられているので、お任せでどうでしょうか。

吉田課長補佐 : 調べていくと、疑問な世帯も出てきます。

汲田委員 : 柿をどれくらいの面積を作ってるのでしょうか。どのように生活しているのでしょうか。

吉田課長補佐 : 柿農家さんなので、農業収入。

川治教育長 : 私も過去 9 年間おりますが、あまりにも提案が調べもしないで数字だけでやっても逆に教育委員会事務局のほうを調べろとか以前あった。これだけ調べてあるので、担当の意見も尊重したいと思う。これはよろしいか。

吉田課長補佐 : 今年一年に限り。

高木事務局長 : 今年収入が高ければ来年度はない。

吉田課長補佐 : この家庭、前回令和 2 年度に申請して、その後令和 3、4、5 年度と申請していません。なので、本当に苦しいのかと思います。

川治教育長 : No. 69 を認めます。非該当のため却下予定というところの、黒塗りで例えば No. 55 は算定値が基準より以下だが、却下予定は。

吉田課長補佐 : No. 55 は母が去年までひとり親だったので、同じように申請をしてきたが、3 月に再婚をしているので、ひとり親ではない。難しいところで、最初に例えばひとり親であるとか、非課税であるとか、そういった条件に該当している人、さらに所得が必要額の 1.5 以下の人というふうなので、一つ目の要件をクリアしないと所得の審査をしない。一つ目の要件をクリアしなてい世帯ということです。

川治教育長 : 数字が高ければ却下予定。

吉田課長補佐 : 算定値が 1.5 以上であれば。この No. 25 は児童扶養手当が去年までもらっていたが、去年の 8 月の現況届の審査のときに切られています。それで今も児童扶養手当はもらっていないです。去年申請したから申請をしてくれています。

川治教育長 : 終わってもいいってことか。

吉田課長補佐 : 説明はしてあります。でも申請したいと言われたので、受け取りました。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

小林総括補佐 : 日程 5 「その他」について説明を求めた。

(1) 広島平和研修報告会について

7 月 1 日 (月) 午後 4 時 30 分より 本庁舎 2 階 大会議室で行なわれる広島平和研修報告会について出席の依頼をした。

(2) 次回の教育委員会開催日について諮り、7 月 25 日 (木) 午後 1 時 30 分に決定した。

(3) 令和 6 年度第 1 回本巢市総合教育会議について

7月30日（火）午前9時30分より 新庁舎 2階 公室で行なわれる令和6年度第1回本巣市総合教育会議について出席の依頼をした。

- （4）令和6年度岐阜県市町村教育委員会連合会研究総会について諮り、7月25日までに出席、希望分科会の報告を依頼をした。

10月29日（火）受付：午前9時30分

開会：午前10時

閉会：午後3時

会場：高山市民文化会館

高山市昭和町 1-188-1

小林総括補佐：以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会とした。

閉会 午後2時55分